

## 日向市中心市街地空き店舗対策事業出店者募集要領

### 1. 目的

日向市中心市街地活性化基本計画により設定された中心市街地における空き店舗の有効な活用を促進し、賑わいと活気のある商店街づくりを図ることを目的とする。

### 2. 応募対象者

「日向市中心市街地活性化基本計画（平成20年3月策定）」における中心市街地活性化区域内に存在する空き店舗であって日向商工会議所が指定した店舗に出店する事業者（法人を含む）で次の①から⑥要件のすべてに該当する者又は⑦に該当する団体。  
※空き店舗 事業に使われていない店舗、事務所等で賃貸借契約金額の1割分以上を3年間減免する店舗で日向商工会議所が認定した物件（新築物件に関しては建築確認検査合格日より6ヶ月以上経過した店舗物件）

#### （1）事業者要件

- ①対象空き店舗の所有者と同一の世帯の属する者又は生計を一にする者でないこと。
- ②個人の事業者にあっては、営業に直接携わることができる者であること。
- ③過去にこの補助金を受けた者でないこと。
- ④対象空き店舗を借受けてから3年以上継続して営業を行う者であること。
- ⑤当該空き店舗の存在する区域に係る商店街振興組合又は商店会の会員又は準会員に加入し、活動に積極的に協力する者であること。
- ⑥日向商工会議所の非会員の場合は、会員に加入する者であること。
- ⑦中心市街地の商店街振興組合又は商店会、市内の特定非営利活動法人等であって、日向商工会議所が適当と認めた団体が、対象空き店舗を活用し、中心市街地の賑わい及び消費者の回遊性の創出を目的として、地場産品等の展示又は販売、地域の振興に資する情報の発信、コミュニティづくり等の活動を行う場合。

#### （2）営業要件

- ①小売商業又はサービス業に関する営業（風俗営業等の規則及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に規定する営業を除く。）であること。
- ②午前中から営業を開始し、午後5時以降まで営業が、継続される者であること。
- ③中心市街地における賑わい及び消費者の回遊性の創出が見込まれる者であること。
- ④対象空き店舗に出店することにより、当該事業者が中心市街地内において営む他の店舗が空き店舗にならないこと。

### 3. 補助内容

#### (1) 店舗改装費

事業者要件⑦に該当する者が空き店舗を改装する場合の当該改装費（什器、備品購入は除く）の2分の1又は50万円のいずれか低い額（改装費補助を受ける場合の施工業者は、市内に事務所又は住所を有する業者とする）

#### (2) 家賃

出店者が借受けた対象店舗の家賃（敷金、権利金、共益費、駐車場費及び仲介手数料その他の賃貸契約に係る諸経費を除く）で助成期間は2年間とし、1年目は、当該家賃の月額額の2分の1の額又は5万円のいずれかの低い額をもって算定し、2年目は、当該家賃の8分の3の額又は3万7千円のいずれかの低い額の額をもって算定する。

但し、出店者が当該期間内に営業を中止した場合及び要領に違反したと認められる場合は当該中止した日の属する月の前月分までとする。

尚、事業者要件⑦に該当する者については、当該家賃の10分の10の額又は10万円のいずれか低い額をもって算定した36ヶ月分の額。

但し出店者が当該期間内に営業を中止した場合は、当該中止した日の属する月の前月分までとする。（但し、公共事業等により事業の中断事由が生じた場合においてはこの限りではない）

### 4. 応募方法

次に掲げる書類を日向商工会議所事務局まで提出するものとする。

- ①空き店舗対策事業出店申込書（様式1）
- ②事業計画書（様式2）
- ③資金・収益計画書（2年分）（様式3）
- ④誓約書（様式4）
- ⑤家賃減額等証明書（様式5）
- ⑥確定申告書・決算書前期2期分（新規創業者は所得証明書）
- ⑦改装費補助の場合は、工事見積書の写し  
（事業者要件⑦に該当するもの）
- ⑧住民票（法人の場合は登記簿謄本又は登記事項全部証明書）
- ⑨履歴書（個人の場合）
- ⑩営業許可書（許認可を必要とする業種のみ）
- ⑪納税証明書

## 5. 応募期間

平成27年4月～平成28年3月

## 6. 出店者選考方法

日向商工会議所内に設置した空き店舗対策事業委員会委員2/3以上の出席で成立した審査会の審査の上、認定可否を決定するものとする。認定された場合には、事業実施決定通知書（様式6）により通知するものとする。

## 7. 補助金申請手続

認定を受けた者は、

- ①空き店舗対策事業助成金交付申請書（様式7）
- ②店舗賃貸契約書の写し
- ③店舗改装費については、工事施工前及び施工後の写真及び領収書の写し
- ④家賃については毎月額の振込書または領収書の写し
- ⑤補助対象設備の家主との権利譲渡覚書の写し

※但し、③・⑤については事業者要件⑦に該当するものとする。

以上の書類を日向商工会議所に提出し、交付を受けるものとする。

## 8. 留意事項

- ①工事着工若しくは営業開始については、審査会の認定後事業実施通知書（様式6）の通知後とする。
- ②店舗外装色及び看板等の設置については事前に都市計画課と協議すること。
- ③事業認定者は、商工会議所等が開催する講習会を受講しなければならない。
- ④事業認定者は、商工会議所の経営指導を受けること。
- ⑤やむを得ない理由により3年以内に閉店する場合は、空き店舗対策委員会宛に2ヶ月前までに届出をし、委員会の承認を得なければならない。
- ⑥認定事業者が補助金の交付の決定内容若しくはこの要領に違反したときは、補助金の交付の全部又は一部を取り消すことができる。
- ⑦補助金の交付の決定を取り消した場合は、当該取消しに係る部分に関し、既に補助金等が交付されているときは、期限を定めて、その返還を命ずるものとする。

附則：この要領に定めるもののほか、必要な事項については、別に委員会で協議する